

## 独占禁止法審査手続についての懇談会（第6回）議事概要

1 日時 平成26年5月30日（金）10:00～12:00

2 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

3 出席者

稲田 朋美 内閣府特命担当大臣

（懇談会委員）

座長 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

座長代理 舟田 正之 立教大学名誉教授

委員 青柳 馨 日本大学大学院法務研究科教授

今井 猛嘉 法政大学大学院法務研究科教授

及川 勝 全国中小企業団体中央会政策推進部長

大沢 陽一郎 株式会社読売新聞東京本社論説委員

川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授

河野 康子 全国消費者団体連絡会事務局長

榊原 美紀 日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員  
弁護士

泉水 文雄 神戸大学大学院法学研究科教授

中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授

三村 優美子 青山学院大学経営学部教授

矢吹 公敏 弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

（事務局）

内閣府 梅溪内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

4 会議次第

（1）開会

（2）公正取引委員会からの補足説明

（3）論点整理のための自由討議

（4）閉会

5 議事概要

（1）公正取引委員会松尾経済取引局長から、第5回懇談会で公正取引委員会が行った説明についての補足説明があった。概要は次のとおり。

- ・ 立入検査時に資料等を謄写する際に、ハンディスキャナー等のIT機器を使用することについては、現在、運用により、相手方の求めに応じて認めている。
- ・ 会社の従業員が、上司等から生命身体に危害を加えられるので供述を

拒否すると述べた事例は承知してしない。ただし、個々の審査官の経験に基づけば、会社に知られると困るので話せないなど、供述内容に会社の影響が及んでいることが推認される事例については相当数存在する。

(2) 公正取引委員会の補足説明について、各委員から出された主な意見と質問に対する公正取引委員会の回答の概要は次のとおり。

(供述聴取時の弁護士の立会いについて)

- ・ 従業員個人に付く弁護士が立ち会うこととすれば、会社に付く弁護士が立ち会った場合に従業員に萎縮効果が生じるなどの懸念は当てはまらないのではないか。
  - 会社が従業員個人に付く弁護士の費用を負担しているのであれば、当該費用負担を通じて影響力を行使し、従業員の供述内容が会社と共有されるおそれがある。また、費用が従業員の負担であっても、従業員は社内処分を恐れ、会社の意向に従うことが自身の利益となるため、会社が否認の戦略を採る場合、従業員個人に付く弁護士は、当該利益のために、従業員に否認を勧めることになるのではないか。

(手続の透明性確保について)

- ・ 中小企業にとっては、例えば、申出をすれば立入検査時の資料等の謄写が認められるといったことがマニュアルに記載されていれば対応できると考えられるため、何が良くて何が悪いのかを明確にしていきたい。
  - 審査手続の透明性を高める方策については、審査に支障が生じないよう慎重な検討が必要であるが、本懇談会における議論も踏まえ、検討してまいりたい。

(3) 「独占禁止法審査手続に関する論点整理(案)」、「『論点整理』(案)の参考資料集」及び「『論点整理』(案)に含まれていない意見及び考慮事項」について事務局から説明した後、自由討議を行った。

「論点整理」については、議論の中で各委員から出された意見を踏まえた修正案を事務局から各委員に提示し、最終的に座長の了承を得て、パブリックコメントの手続に付すこととした。

(自由討議の様相については、議論の過程であるため、上記「論点整理」の公表後に、議事録により公開する予定。)

(4) 第7回会合は7月18日(金)に開催する予定。

以上

<文責 内閣府独占禁止法審査手続検討室 速報のため事後修正の可能性あり>